

独立行政法人食品総合研究所の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され独立行政法人評価委員会による平成16年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

役員報酬基準の改定内容

理事長

理事

監事

俸給月額を0.3%引き下げ、期末特別手当の支給割合を0.05月分引き上げた。

非常勤役員

改定は行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	14,151	10,860	2,965	326 (調整手当)	4月1日1人	3月31日1人
理事 (1人)	13,574	9,384	3,860	281 (調整手当) 49 (通勤手当)		3月31日1人
監事 (1人)	9,958	7,624	2,081	229 (調整手当) 24 (通勤手当)	4月1日1人	3月31日1人
監事 (非常勤) (1人)	1,267	1,267			4月1日1人	3月31日1人

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績助案率	摘 要
理事長A	9,714	3 0	H16.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績助案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。 なお、当該支給額(総額)には、業績助案率導入以前の期間に係る分として、既に当該役員に対して一部支給された額(9,376千円、平成15年度支給済)が含まれている。
理事長B	1,359	1 0	H17.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績助案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。
理事	1,973	3 0	H18.3.31	-	独立行政法人評価委員会による平成16年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、退職手当の増減は行わなかった。なお、当該支給額(総額)には、当該役員の業績助案率が決定されてから支給される退職手当の額が未支給であり、含まれていない。
監事	2,795	2 0	H17.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績助案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。 なお、当該支給額(総額)には、業績助案率導入以前の期間に係る分として、既に当該役員に対して一部支給された額(1,603千円、平成16年度支給済)が含まれている。

注:業績助案率は農林水産省独立行政法人評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第57条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給	<p>普通昇給： 現に受けている号俸を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、昇給させることができる。</p> <p>特別昇給： 職員の勤務評定の結果上位の段階に決定され、かつ、執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性が優秀である場合等には、年度計画人員の15%を超えない範囲で、特別昇給させることができる。ただし、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、同俸給表の適用職員の3%を超えない範囲で、別途実施できる。</p>
賞与・勤勉手当 (査定分)	<p>職員の勤務成績に応じ、145/100(特定幹部職員にあっては、185/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。</p>

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

- (1) すべての級の俸給月額について引き下げ。(平均改定率 0.3%)
- (2) 配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引き下げ。(月額13,500円 13,000円)
- (3) 賞与の年間支給月数を0.05月分引き上げ。(4.4月 4.45月)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	112	44.9	8,793	6,431	88	2,362
事務・技術	25	41.6	6,209	4,519	111	1,690
研究職種	86	46.0	9,589	7,019	82	2,570
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						
技術専門職員	1					

注₁:「技術専門職員」とは、工作工、その他庁務及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職種を示す。

注₂:常勤職員の技術専門職員については、該当者が1人ため、当該個人に関する情報が特定される

おそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

在外職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
該当者なし						

任期付職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
1						
事務・技術						
研究職種	1					
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						

注:任期付職員の研究職員については、該当者が1人ため、当該個人に関する情報が特定される

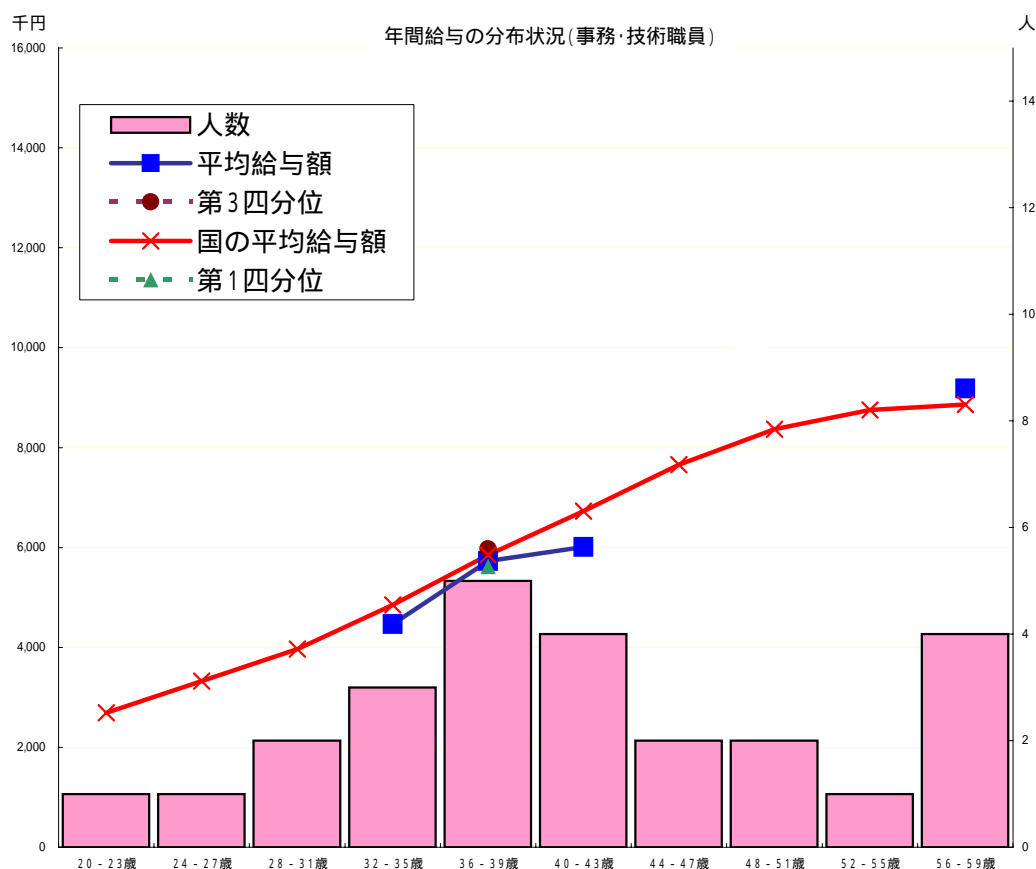
おそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

再任用職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
該当者なし						
事務・技術						
研究職種						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						

非常勤職員	人 15	歳 37.8	千円 4,851	千円 4,851	千円 51	千円 0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
委託費等雇用職員	人 15	歳 37.8	千円 4,851	千円 4,851	千円 51	千円 0

注:「委託費等雇用職員」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員) (在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)

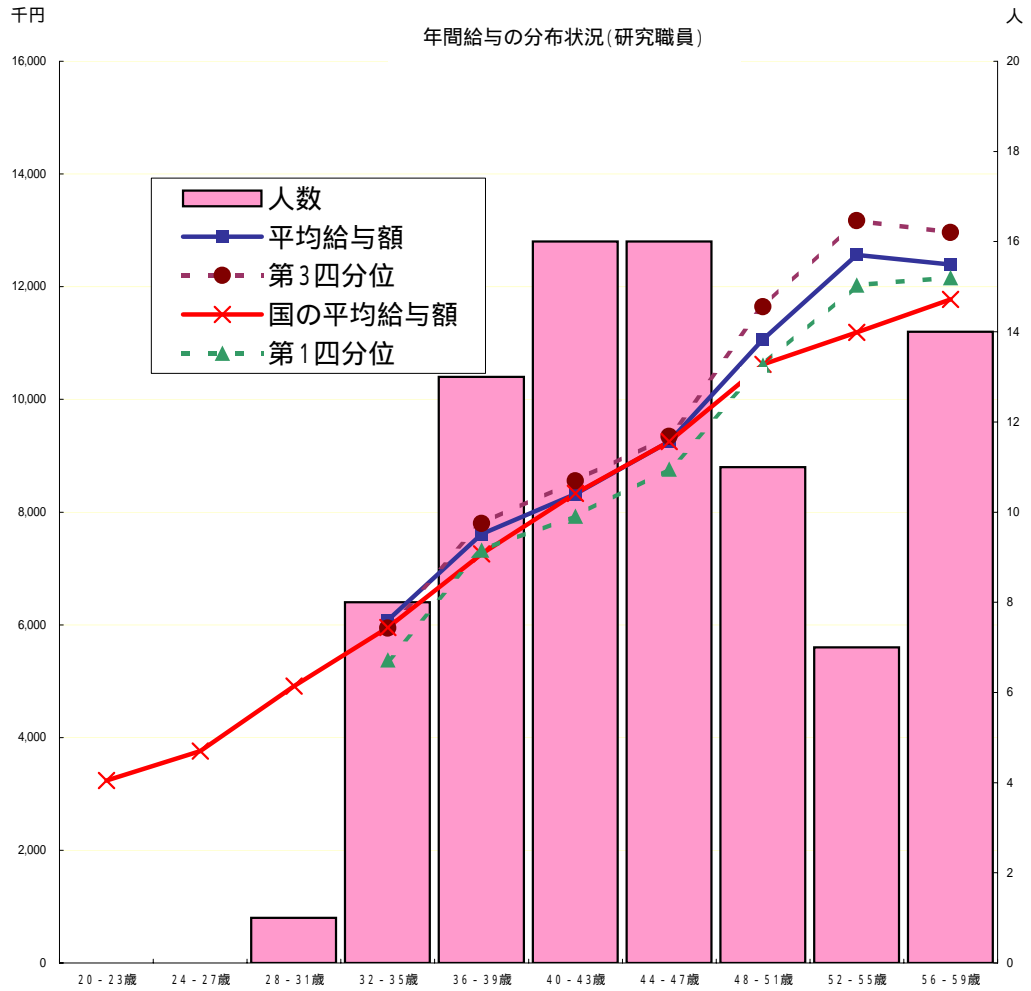


注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。
 年齢20～23歳、24～27歳及び52～55歳の該当者は1名のため、また、28～31歳、44～47歳及び48～51歳の該当者はそれぞれ2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。
 年齢36～39歳以外の年齢階層については4名以下のため、第1・第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	1	-	-	-	-
課長	3	58.8	-	8,753	-
課長補佐	4	50.0	-	7,546	-
係長	11	39.7	5,622	5,890	6,012
係員	6	28.3	2,978	3,459	4,100

注1: 部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。また、部長、課長及び課長補佐の該当者はそれぞれ4名以下のため、第1・第3四分位については表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額及び第1・第3四分位については表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
研究部長	8	56.3	12,962	13,087	13,231
研究課長	32	50.4	9,059	10,807	12,027
主任研究員	39	42.5	7,611	8,399	8,973
研究員	7	33.5	5,376	5,641	5,909

職級別在職状況等(平成18年3月31日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
標準的な職位		係員			係長・同相当職			課長補佐
人員(割合)	25人	1人 (4.0%)	1人 (4.0%)	4人 (16.0%)	2人 (8.0%)	8人 (32.0%)	3人 (12.0%)	
年齢(最高～最低)		歳	歳	34歳 28歳	歳	43歳 36歳	49歳 44歳	
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	3,057千円 2,540千円	千円	4,558千円 4,056千円	5,277千円 5,015千円	
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	4,200千円 3,495千円	千円	6,334千円 5,622千円	7,394千円 7,015千円	

7級	8級	9級	10級	11級
課長・同相当職		部長・同相当職		
2人 (8.0%)	3人 (12.0%)	1人 (4.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
歳	59歳 58歳	歳	歳	歳
千円	6,677千円 6,138千円	千円	千円	千円
千円	9,090千円 8,508千円	千円	千円	千円

注: 1級、2級及び9級における該当者が1名のため、また、4級及び7級における該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究補助員	研究員	研究課長・室長・主任 研究員・同相当職		研究部長・同相当職
人員(割合)	86人	0人	7人 (8.1%)	22人 (25.6%)	24人 (27.9%)	33人 (38.4%)
年齢(最高～最低)		歳	35歳 31歳	42歳 35歳	49歳 41歳	59歳 47歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	4,368千円 3,788千円	6,142千円 5,272千円	7,252千円 6,144千円	9,465千円 7,688千円
年間給与額(最高～最低)		千円	5,941千円 5,240千円	8,355千円 7,165千円	9,708千円 8,350千円	13,295千円 10,578千円

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.7	67.3	67.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.3	32.7	33.0
	最高～最低	36.4～31.8	38.4～30.8	35.8～31.3

注:事務・技術職員における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	56.5	59.2	57.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	43.5	40.8	42.1
	最高～最低	49.0～41.6	44.2～39.7	44.5～40.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.3	66.8	66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.7	33.2	33.4
	最高～最低	40.4～31.6	41.3～30.8	37.8～31.1

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

94.7

対他法人(事務・技術職員)

88.3

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

103.7

対他法人(研究職員)

101.3

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 13年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,117,992	千円 1,102,499	千円 (%) 15,493 (1.4)	千円 (%) 84,014 (7.0)
退職手当支給額 (B)	千円 58,060	千円 120,675	千円 (%) 62,615 (51.9)	千円 (%) 10,616 (22.4)
非常勤役員等給与 (C)	千円 367,505	千円 331,546	千円 (%) 35,959 (10.8)	千円 (%) 109,771 (42.6)
福利厚生費 (D)	千円 153,088	千円 146,188	千円 (%) 6,900 (4.7)	千円 (%) 9,280 (6.5)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 1,696,645	千円 1,700,908	千円 (%) 4,263 (0.3)	千円 (%) 45,653 (2.8)

注1: 非常勤役員等給与について、財務諸表附属明細書「役員及び職員の給与明細」の非常勤職員職員給与には、人材派遣会社等からの人材派遣サービスの経費が計上されていないため本表とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等総額の対前年度比は1.4%であり、要因としては常勤職員の採用(5名)によるものである。

また、最広義人件費については、退職手当の減少(51.9%)があるが、上記の理由による給与、報酬等総額の増加、非常勤役員等給与の増加(10.8%)及び福利厚生費の増加(4.7%)があり、対前年度0.3%となった。

「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

1) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組

人件費については、行政改革の重要方針(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年度間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与と体系の見直しを進める。

2) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

人件費については、行政改革の重要方針(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年度間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行うとともに、国家公務員の給与と構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。

3) 上記 2) の進捗状況

基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」: 1,117,992千円

法人が必要と認める事項

特になし